那霸市公報

第1647号

毎月2回 1, 15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

目 次

♦ → ☆

○土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定の解除について(環境保全課)733
◇公 告◇
○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について(建築指導課)····································
○住民票の職権消除の公示について(ハイサイ市民課)・・・・・・・ 736
○指定管理者の募集について(商工農水課)・・・・・・・ 737
○那覇市観光基本計画の策定について(観光課)・・・・・・・・ 739
○那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集について (文化振興課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・740
◇上下水道局告示◇
◇エド水追向日水◇
◇エド水垣周日水◇ ○公共下水道の供用開始について・・・・・・・・ 743
○公共下水道の供用開始について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○公共下水道の供用開始について・・・・・・・ 743◇教育委員会規則◇○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
○公共下水道の供用開始について・・・・・・ 743◇教育委員会規則◇○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	『 覇	市	公	報	第1	647号	2015	(平成27)	年7月1	1 目
○那覇市営奥	武山体	本育店	包設技	旨定管理者	の指定	官申請につい	て			755
				◇正		誤◇				
				·		•••				
○那覇市公報	第 16	46 号	の正	誤						757

告 示

那覇市告示第 183 号 平成27年7月1日

土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定の解除について

土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 2 項の規定により、平成 27 年1月15日那覇市告示第417号により指定した区域(平成27年6月15日那覇市公 報第1646号の「那覇市公報第1636号の正誤」にて訂正)の一部の指定を解除する ので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告 示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定を解除する区域 別図のとおり (那覇市古波蔵四丁目 113 番 2 地内)
- 2 十壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に 適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



告 公

那覇市公告第 125 号 平成 27 年 6 月 17 日 掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧に ついて

建築基準法第86条の2第1項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限 の緩和に係る認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。その対象区域、 建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 認定番号 第H27 認定通知那覇市 000001 号
- 2 認定年月日 平成27年6月16日
- 3 対象区域等の地名地番 那覇市宇栄原4丁目577,577-2,577-8,577-9,595,595-3,595-6,595-9,595-10 595-11, 813-6, 813-7 字字栄原吹切原 869, 869-6, 877、字字栄原我半田原 813, 813-4, 825-2 字字栄原久真安良原 595-8
- 4 縦覧に供する場所 那覇市役所 都市計画部 建築指導課 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所9階

那覇市公告第127号 平成 27 年 6 月 19 日 掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住 民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示す る。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民 文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 148 号 平成 27 年 7 月 1 日

指定管理者の募集について

那覇市ぶんかテンブス館条例第17条の規定により、平成27年7月1日から那覇市ぶんかテンブス館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

名 称 那覇市ぶんかテンブス館

位置 那覇市牧志3丁目2番10号

2 選定の基準

- (1) テンブス館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がテンブス館の効用を最大限に発揮するとともに管理 経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったテンブス館の管理を安定して行う能力を有すること。
- (4) テンブス館の設置目的を達成するために、十分な能力を有していること。

3 管理の基準及び業務の範囲

那覇市ぶんかテンブス館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

4 指定予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで(3年)

5 応募資格

指定期間中、テンブス館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その 他の団体で次の事項に該当するものとします。個人での申請はできません。

- (1) 法人その他団体が単独で応募する場合 市内に登記簿上の本店(主たる事務所)を有する法人、又はその他の団 体で主たる事業所を市内に有するもの。
- (2) 共同企業体での応募の場合

代表団体を定めてください。他の団体は、共同事業体構成員になります。

- ① 代表者:市内に登記簿上の本店(主たる事務所)を有する法人、又はその他の団体で主たる事業所を市内に有するもの。
- ② 構成員: 県内に登記簿上の本店(主たる事務所)を有する法人、又は

その他の団体で主たる事業所を県内に有するもの。

- ③ 共同企業体間で協定を結ぶこと。
- ④ 同一法人その他の団体が複数の共同企業体にまたがり、重複して応募することは 出来ません。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもので ないこと。
- (6) 甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する者を雇用していること(取得もしくは取得見込みを含む)。

※共同企業体においては、代表者、構成員のいずれかで構いません。

- (7) 地方自治法施行例第167条の4第2項の規定により本市における一般競争 入札等の参加を制限されていないこと。
- (8) 本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 本公募に応募しようとうする日から過去1年以内に、指定管理者の責めに帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。

6 申請方法

(1) 募集要項等の配布 ※那覇市のホームページからもダウンロードできます。 配布期間 平成27年7月1日(水)から7月24日(金)まで (十曜、日曜及び祝日を除く)

配布時間 午前9時から午後5時15分(正午から午後1時までの間を除く)

(2) 提出書類

那覇市ぶんかテンブス館指定管理者募集要項のとおり。

(3) 申請書等の提出場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階 経済観光部 商工農水課 Tel: 098-951-3212 Fax: 098-951-3213

7 申請を受付する期間

- (1) 受付期間 平成27年8月3日(月)から平成27年9月4日(金)まで (土曜、日曜及び祝日を除く)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く)

那覇市公告第149号 平成27年7月1日

那覇市観光基本計画の策定について

めんそーれ那覇市観光振興条例第9条に定める「観光の振興に関する基本計画」 として、次のとおり那覇市観光基本計画を策定したので、公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 計画策定の目的

本市自身が持つ歴史文化や産業などの那覇らしさを磨き上げ、国内のみならず 海外の観光客にも魅力的な観光交流都市を目指し、その実現に向けた観光振興を 進めていくための指針となることを目的として策定する。また、それが市民にと っても魅力的なまちづくりに寄与する計画となることを目指す。

2 計画期間

平成 27 (2015) 年度 ~ 平成 36 (2024) 年度

3 計画内容

那覇市ホームページの観光課のページよりご確認ください。

那覇市公告第 150 号

平成27年7月1日

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集について

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーにおける指定管理者の募集日程について次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

名 称 那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー

位 置 那覇市パレット市民劇場:那覇市久茂地1丁目1番1号

パレットくもじビル9階

那覇市民ギャラリー : 那覇市久茂地1丁目1番1号

パレットくもじビル6階

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで(3年間)

4 応募資格

- (1) 応募者は、指定期間中、安全・円滑に対象施設を管理運営できる法人、もしくはその他の団体で、次の事項に該当するものとします。個人での応募はできません。
 - ①法人その他の団体が単独で応募する場合
 - ア 市内に登記簿上の本店(主たる事務所)を有する法人、もしくはその他 の団体で主たる事務所を市内に有するもの。
 - イ 単独で応募している法人その他の団体は、共同事業体の構成員又は代 表団体にはなれません。

②共同事業体での応募の場合

ア 代表者:市内に登記簿上の本店(主たる事務所)を有する法人、もしくはその他の団体で主たる事務所を市内に有するもの。

構成員:県内に登記簿上の本店(主たる事務所)を有する法人、もしくはその他の団体で主たる事務所を県内に有するもの。

- イ 代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同事業体の構成員間で協定 を締結すること。
- ウ 同一の法人その他の団体が、異なる複数の共同事業体の構成員になる ことはできません。

(2) 欠格事項

次に該当する法人その他の団体(以下、「法人等」という。)は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同事業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同事業体が行った申請は無効とします。

- ア 沖縄県内に事業所又は事務所を有しない法人等。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項 を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参 加を制限されている法人等。
- ウ 応募提出書類提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措 置を受けている法人等。
- エ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の法人等。
- オ 直近2年間の国税、県民税及び市町村税を滞納している法人等。
- カ 当該指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う 法人等。
- ク 直近1年間の間に、本市の指定管理者の指定の取消を受けたことのある 法人等。
- ケ 指定管理者の選定に関して、自己の有利を図る目的のため、審議会の 構成員及び職員への接触等の働きかけを行った事実が確認された法人等。

5 申請の方法

(1) 提出書類

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集要項のとおり。

(2) 募集要項等の配布

原則、那覇市のホームページからのダウンロードとしますが、必要な方は 下記のとおり配布します。

配布期間 平成27年7月9日(木)から平成27年9月9日(水)まで (火曜日を除く)

配布時間 午前9時から午後5時

配布場所 那覇市市民文化部 文化振興課 (那覇市民会館内)

(3) 指定申請書提出場所

那覇市寄宮1丁目2番1号 那覇市民会館 那覇市市民文化部 文化振興課

6 申請を受付けする期間

- (1)受付期間 平成27年8月17日(金)から平成27年8月31日(月)まで(火曜日を除く)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

7 応募者説明会及び施設見学会

指定管理者応募方法等に係る説明会及び施設見学会を下記の日程で行います。 参加希望者は説明会参加申込書をご記入のうえ、FAX 又は E-mail のいずれかで提 出して下さい。

日時:平成27年7月24日(金) 午後2時~

場所:パレット市民劇場会議室(パレットくもじ9階)

※1団体3名までとさせていただきます。

8 問い合わせ先

〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番1号

那覇市市民文化部 文化振興課(那覇市民会館内)

電話:098-855-5081 FAX:098-855-5089

E-mail: c-bunka001@neo.city.naha.okinawa.jp

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第6号 平成 27 年 6 月 3 日 示 済

公共下水道の供用開始について

下水道法第9条第1項及び同条第2項の規定により公共下水道第69次(汚水)の供用 及び処理開始を次のとおり公示する。

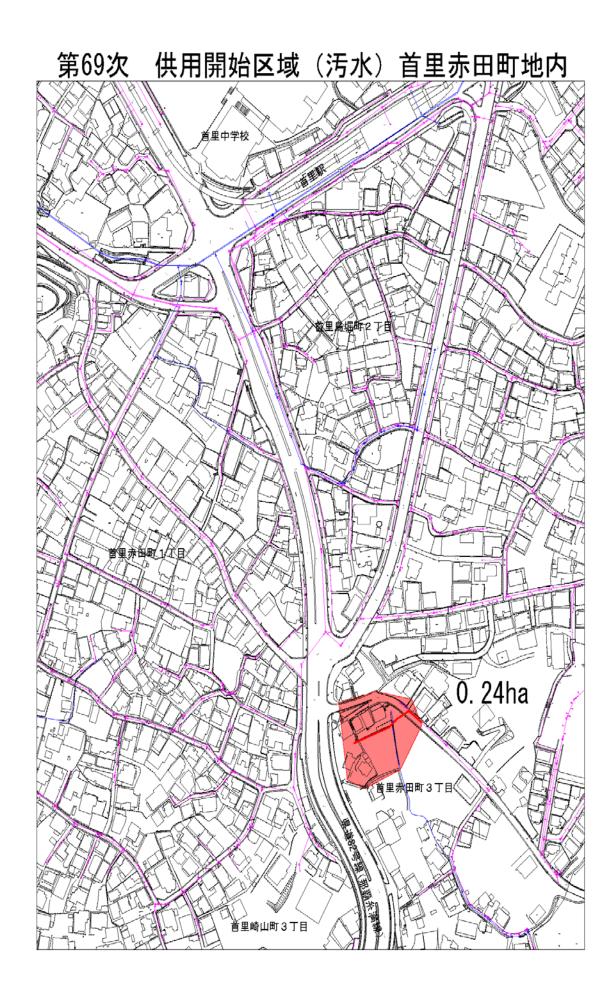
> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 翁 長 聡

- 1 使用及び処理開始年月日 平成27年6月3日
- 2 使用及び処理開始区域

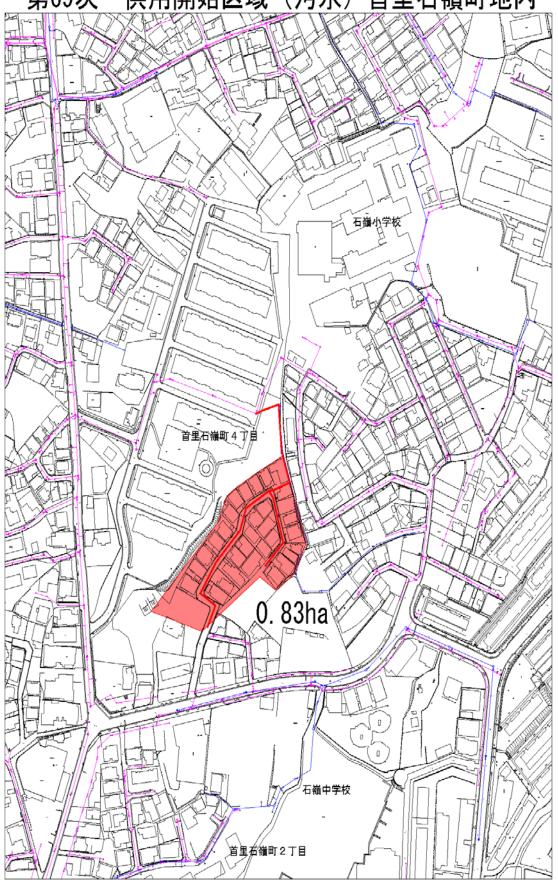
【汚水】

首里赤田町三丁目の一部、首里石嶺町四丁目の一部、首里金城町二丁目及び 三丁目の一部、首里久場川町二丁目の一部、首里末吉町四丁目の一部、字真地 の一部

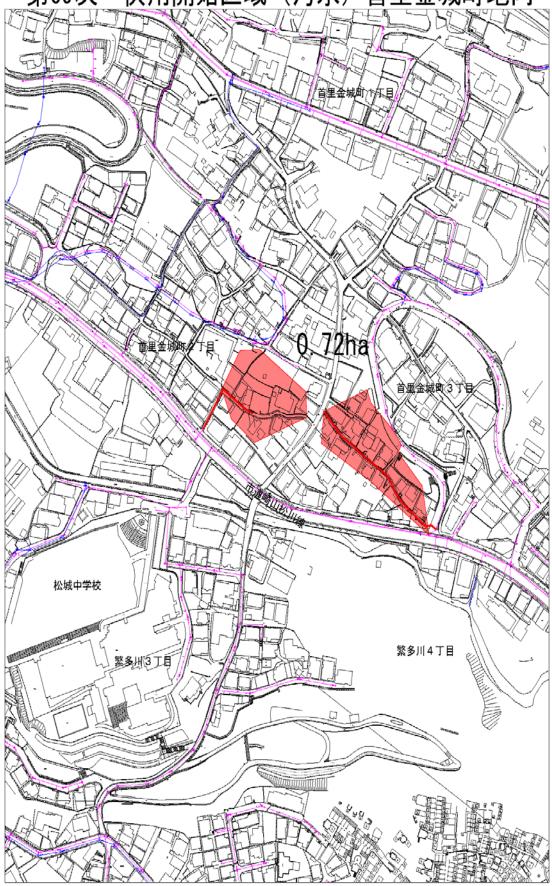
- 3 供用及び処理開始する排水施設の位置 別紙図示のとおり
- 4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別 分流式
- 5 図面を縦覧に供する場所及び期間 那覇市上下水道局 下水道課 平成27年6月3日から2週間
- 6 終末処理場の位置 那覇浄化センター 那覇市西3丁目10番1号

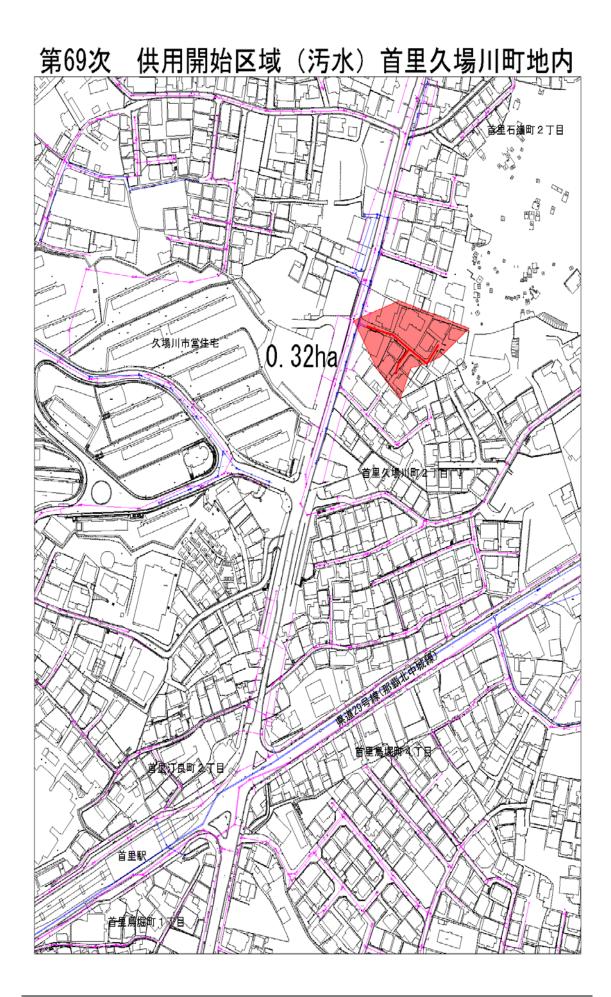


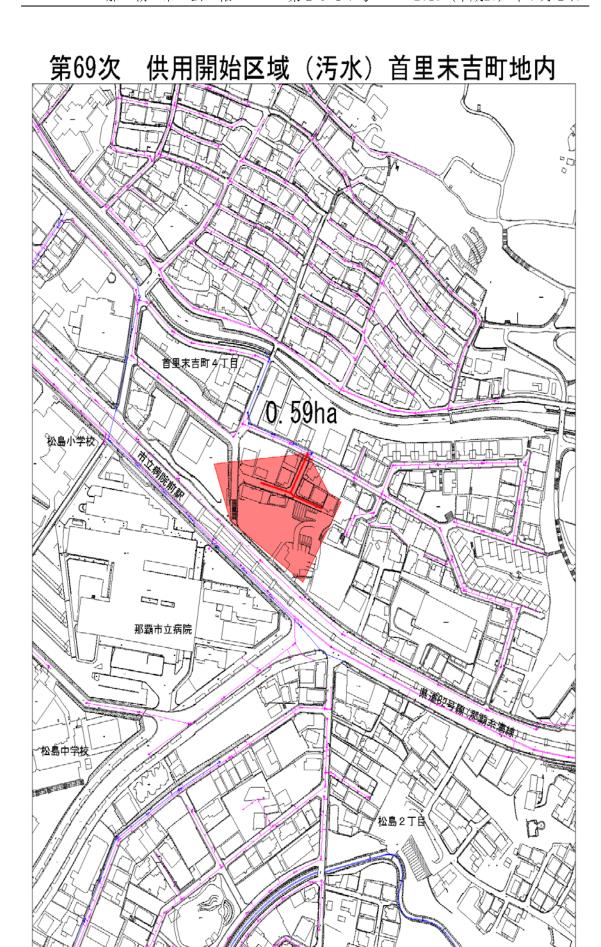
第69次 供用開始区域 (汚水) 首里石嶺町地内



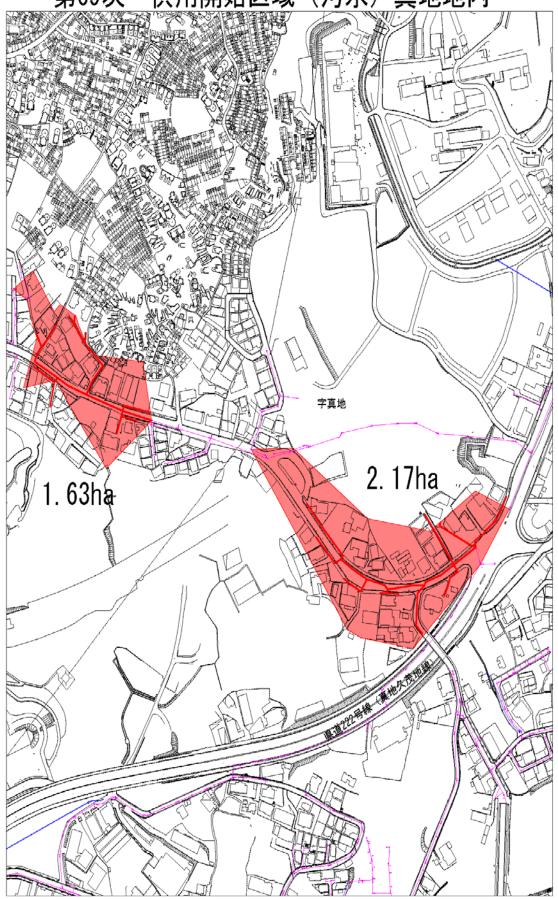
第69次 供用開始区域(汚水)首里金城町地内







第69次 供用開始区域(汚水)真地地内



教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第11号 平成 27年6月10日 布 済 公

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 をここに公布する。

> 那覇市教育委員会 委員長 添 石 幸 伸

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める 規則

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(平成27年那覇市条例第 13号)の施行期日は、平成27年7月1日とする。

那覇市教育委員会規則第 12 号 平成 27年6月10日 済 公 布

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会 委員長 添 石 幸 伸

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センター管理規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次の ように改正する。

改正前	改正後			
(実施校)	(実施校)			
第2条 給食センターの給食実施校は、次の	第2条 [略]			
とおりとする。				
[表 別記]	[表 別記]			

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分 を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分 及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係 るけい線を加える。

付 則

この規則は、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(平成27年那覇市条 例第13号)の施行の日(平成27年7月1日)から施行する。ただし、第2条の表小禄学校給食セ ンターの項の改正規定は、平成27年8月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第2条の表]

名称	給食実施校
首里学校給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城南小学
	校 大名小学校 城北中学校 石嶺中学校 松島
	中学校
小禄学校給食センター	垣花小学校 さつき小学校 小禄小学校 宇栄原
	小学校 小禄南小学校 小禄中学校 金城中学校
[略]	
天久学校給食センター	[略]

[改正後 別記]

[第2条の表]

名称	給食実施校
首里学校給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城南小学校 石嶺中学
	校 松島中学校
小禄学校給食センター	垣花小学校 さつき小学校 小禄小学校 宇栄原
	小学校 小禄南小学校 小禄中学校 金城中学校
	鏡原中学校
[略]	
天久学校給食センター	[#各]
大名学校給食センター	大名小学校 城北小学校 城北中学校

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第 10 号 平 成 2 7 年 7 月 1 日

那覇市体育施設指定管理者の指定申請について

那覇市体育施設条例第16条の規定により、平成28年4月から那覇市体育施設の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那覇市教育委員会 教育長 渡 慶 次 克 彦

1 名称及び位置那覇市体育施設

① 那覇市民体育館 那覇市字識名1227番地(識名公園内)

② 漫湖公園市民庭球場 那覇市鏡原37番1号(漫湖公園内)

③ 那覇市民首里石嶺プール 那覇市首里石嶺町2丁目70番地9

2 管理の基準及び業務の範囲 那覇市体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)

4 応募の資格

- (1) 指定期間中、那覇市体育施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人 その他の団体(法人格は必ずしも必要ではありません)とします。但し、個人の 応募は不可とします。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第77条)第 2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 自主事業に関し、法令の資格要件等や知識を有すること。
- (7) 共同事業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の条件を満たしていることと、応募の際に「共同事業体協定書」を提出すること。また、「共同事業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

なお、単独で応募する団体が、複数の団体で構成する共同企業体で応募する など、複数の応募はできません。

5 申請の方法

- (1) 那覇市体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。
- (2) 募集要項等の配布

配布期間:平成27年7月1日(水)から平成27年8月31日(月)まで

(土曜、日曜及び祝日を除く)

配布時間:午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までの間を除く)

配布場所:那覇市教育委員会生涯学習部 市民スポーツ課

(那覇市役所 本庁舎10階)

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会市民スポーツ課ホームページからダウンロードすることもできます。

(3) 指定申請書の提出方法 持参により下記場所へ提出して下さい。

場所:那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所10階 那覇市教育委員会生涯学習部 市民スポーツ課

6 申請を受付する期間

(1) 受付期間: 平成27年7月1日(水)から平成27年8月31日(月)まで (土曜、日曜及び祝日を除く)

(2) 受付時間:午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までの間を除く)

7 説明会の開催

那覇市体育施設の応募方法、提出書類等の説明会及び施設見学会を開催します。

- (1) 日 時: 平成27年7月17日(金)午前10時から
- (2) 場 所:那覇市民体育館 会議室(2階) 那覇市字識名1227番地
- (3) 申込受付:平成27年7月13日(月)までに、問い合わせ先のメールアドレスへ 団体名、参加者、連絡先をご記入のうえ、事前にお申込み下さい。なお、参加 者は1団体2人までとします。

8 問い合わせ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 市民スポーツ課

住所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-917-3504

FAX 098-917-3521

E-mail e-s-sup001@neo.city.naha.okinawa.jp

那覇市教育委員会公告第 11 号 平成 27年7月1日

那覇市営奥武山体育施設指定管理者の指定申請について

那覇市営奥武山体育施設条例第16条の規定により、平成28年4月から那覇市営奥 武山体育施設の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

> 那覇市教育委員会 教育長 渡慶次克彦

- 1 名称及び位置
 - 那覇市営奥武山体育施設
 - ① 那覇市営奥武山野球場
 - ② 那覇市営奥武山屋内運動場 那覇市奥武山町50番地の1地先

那覇市奥武山町42番地の1

- ③ 那覇市営奥武山トレーニング室 那覇市奥武山町42番地の1地先
- 2 管理の基準及び業務の範囲 那覇市営奥武山体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。
- 3 指定予定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで(3年間)

4 応募の資格

- (1) 指定期間中、那覇市営奥武山体育施設の管理運営を円滑かつ安定 して実施できる法人その他の団体(法人格は必ずしも必要ではありません)とし ます。但し、個人の応募は不可とします。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第77条)第 2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 自主事業に関し、法令の資格要件等や知識を有すること。
- (7) 共同事業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の条件を満たし ていることと、応募の際に「共同事業体協定書」を提出すること。また、「共 同事業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

なお、単独で応募する団体が、複数の団体で構成する共同企業体で応募する など、複数の応募はできません。

5 申請の方法

- (1) 那覇市営奥武山体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。
- (2) 募集要項等の配布

配布期間: 平成27年7月1日(水)から平成27年8月31日(月)まで

(土曜、日曜及び祝日を除く)

配布時間:午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までの間を除く)

配布場所:那覇市教育委員会生涯学習部 市民スポーツ課

(那覇市役所 本庁舎10階)

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会市民スポーツ課ホー ムページからダウンロードすることもできます。

指定申請書の提出方法 持参により下記場所へ提出して下さい。

場所:那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所10階 那覇市教育委員会生涯学習部 市民スポーツ課

- 6 申請を受付する期間
- (1) 受付期間:平成27年7月1日(水)から平成27年8月31日(月)まで (十曜、日曜及び祝日を除く)
- (2) 受付時間:午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までの間を除く)

7 説明会の開催

那覇市営奥武山体育施設の応募方法、提出書類等の説明会及び施設見学会を 開催します。

- 時: 平成27年7月15日(水)午後1時30分から (1) 日
- (2) 場 所:沖縄セルラースタジアム那覇第1会議室 那覇市奥武山町42番地1
- (3) 申込受付: 平成27年7月13日(月)までに、問い合わせ先のメールアドレスへ 団体名、参加者、連絡先をご記入のうえ、事前にお申込み下さい。なお、参加 者は1団体2人までとします。
- 8 問い合わせ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 市民スポーツ課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 住所

雷話 098-917-3504

FAX 098-917-3521

E-mail e-s-sup001@neo.city.naha.okinawa.jp

正誤

○那覇市公報第 1646 号の正誤

2015 (平成 27) 年 6 月 15 日付け那覇市公報第 1646 号の那覇市告示第 136 号について、次のとおり訂正する。

~~-3%	訂正箇所	訂正内容				
		訂正前	訂正後			
694	上から 23	住所 那覇市首里金城町4	住所 那覇市首里金城町4			
	行目	丁目 18番3	丁目 18 番地 3			